

## 平成 29 年度 指名停止措置業者一覧表

	業者名	所在地	指名停止事由（措置要件）	指名停止期間	備考
1	株式会社立花コンサルタント	鹿屋市	南大隅町発注の測量設計業務の指名競争入札を巡り、公正な入札を妨害したとして、平成 29 年 3 月 17 日、公契約関係競売等妨害罪で起訴され（法令違反）、その行為の与える影響が社会的に大きく、錦江町建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 29 年 9 月 30 日まで （6 か月間）	
			錦江町指名停止等措置要綱 別表その 5 その他（4）		
3	株式会社立花コンサルタント	鹿屋市	代表取締役（当時）及び社員は、南大隅町発注の測量設計業務の指名競争入札を巡り、公正な入札を妨害したとして、平成 29 年 3 月 17 日、公契約関係競売等妨害罪で起訴され（法令違反）、平成 29 年 6 月 16 日鹿児島地方裁判所より懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受け、同年 7 月 1 日に刑が確定した。 このことが、測量法第 57 条第 2 項第 5 号及び第 7 号に該当するとして、国土交通省九州地方整備局長から測量法第 57 条第 2 項の規定に基づく営業停止処分を受けた。 よって、関係法令等に違反し、監督機関等から命令、勧告又は指示（営業停止処分を含む。）を受けた場合に該当する。	平成 29 年 10 月 1 日から 平成 30 年 3 月 26 日まで （5 か月 26 日間）	
			（錦江町指名停止等措置要綱別表その 5 その他（1））		